



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示	
○公有水面埋立ての免許（海岸防災課）	1
公 告	
○大規模小売店舗の変更の届出・2件（中小企業支援課）	2
○建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）	4
正 誤	
○令和5年8月29日付け公報定期第5148号中訂正	6

告 示

沖縄県告示第328号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和5年9月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 埋立免許の年月日及び指令番号 令和5年8月8日 沖縄県指令土第635号
- 2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市
 - (2) 代表者 那覇市首里久場川町1丁目1番地3 那覇市長 知念覚
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置 那覇市字具志大嶺潟原1339番に接する地先公有水面
 - イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑭の地点を結ぶ令和3年の秋分の満潮位（D.L.+2.10メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

 - ①の地点 三等三角点瀬長島（北緯26度10分28秒7487、東経127度38分33秒5460）から15度49分52秒576.901メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から268度36分22秒33.625メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から267度27分43秒16.350メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から177度27分47秒12.200メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から267度27分44秒8.649メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から357度27分36秒20.850メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から87度27分46秒28.800メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から357度27分46秒30.000メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から267度27分38秒28.800メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から357度27分45秒13.100メートルの地点
 - ⑪の地点 ⑩の地点から87度28分38秒1.499メートルの地点
 - ⑫の地点 ⑪の地点から357度28分06秒4.800メートルの地点
 - ⑬の地点 ⑫の地点から267度28分44秒1.500メートルの地点
 - ⑭の地点 ⑬の地点から357度27分42秒12.599メートルの地点

- ⑮の地点 ⑭の地点から267度27分44秒69.650メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から357度27分53秒14.649メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から87度27分39秒74.649メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から86度24分51秒53.800メートルの地点

ウ 面積 5,211.92平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

- (ア) 1工区 那覇市字具志大嶺潟原1339番に接する地先公有水面
- (イ) 2工区 (那覇空港管理用道路) 那覇市字具志大嶺潟原1339番
- (ウ) 3工区 (ブロック製作ヤード) 糸満市西崎町一丁目4番13

イ 区域

- (ア) 1工区 次の各地点を順次に結んだ線及び㉑の地点と㉒の地点を結んだ線により囲まれた区域
 - ㉑の地点 三等三角点瀬長島（北緯26度10分28秒7487、東経127度38分33秒5460）から16度50分43秒555.898メートルの地点
 - ㉒の地点 ㉑の地点から265度36分09秒204.700メートルの地点
 - ㉓の地点 ㉒の地点から289度02分28秒20.000メートルの地点
 - ㉔の地点 ㉓の地点から357度06分47秒60.000メートルの地点
 - ㉕の地点 ㉔の地点から24度20分44秒80.000メートルの地点
 - ㉖の地点 ㉕の地点から87度39分18秒187.413メートルの地点
 - ㉗の地点 ㉖の地点から177度27分12秒22.957メートルの地点
 - ㉘の地点 ㉗の地点から270度43分17秒2.541メートルの地点
 - ㉙の地点 ㉘の地点から177度34分39秒85.456メートルの地点
 - ㉚の地点 ㉙の地点から86度34分20秒2.693メートルの地点
- (イ) 2工区 次の各地点を順次に結んだ線及び㉛の地点と㉜の地点を結んだ線により囲まれた区域
 - ㉛の地点 三等三角点瀬長島（北緯26度10分28秒7487、東経127度38分33秒5460）から17度31分02秒558.176メートルの地点
 - ㉜の地点 ㉛の地点から267度31分44秒6.934メートルの地点
 - ㉝の地点 ㉜の地点から357度30分12秒23.209メートルの地点
 - ㉞の地点 ㉝の地点から266度34分20秒2.693メートルの地点
 - ㉟の地点 ㉞の地点から357度34分39秒85.456メートルの地点
 - ㊱の地点 ㉟の地点から90度43分17秒2.541メートルの地点
 - ㊲の地点 ㊱の地点から357度27分12秒22.957メートルの地点
 - ㊳の地点 ㊲の地点から87度18分53秒6.916メートルの地点
- (ウ) 3工区 次の各地点を順次に結んだ線及び㉞の地点と㉟の地点を結んだ線により囲まれた区域
 - ㉞の地点 四等三角点翁長（北緯26度09分06秒8979、東経127度40分07秒2959）から219度00分06秒2492.066メートルの地点
 - ㉟の地点 ㉞の地点から165度33分28秒93.340メートルの地点
 - ㊴の地点 ㉟の地点から255度29分06秒128.350メートルの地点
 - ㊵の地点 ㊴の地点から345度31分59秒93.399メートルの地点

ウ 面積

- (ア) 1工区 28,677.82平方メートル
- (イ) 2工区 1,132.40平方メートル
- (ウ) 3工区 11,985.82平方メートル

4 埋立地の用途 漁業施設用地

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和5年9月5日から令和6年1月5日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び石垣市農林水産商工部商工振興課において縦覧に供する。

令和5年9月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンエー石垣シティ 石垣市字真栄里301番地3
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 新城健太郎、有限会社田城商事 石垣市字真栄里853番地3 代表取締役 田城祥浩
- 3 届出年月日 令和5年7月12日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 次の表のとおり
変更後 次の表のとおり
 - (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 次の表のとおり
変更後 次の表のとおり
(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び石垣市農林水産商工部商工振興課において縦覧に供する。)
- 5 変更の年月日 次の表のとおり
(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び石垣市農林水産商工部商工振興課において縦覧に供する。)
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和5年9月5日から令和6年1月5日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び石垣市農林水産商工部商工振興課において縦覧に供する。

令和5年9月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンエー石垣シティ 石垣市字真栄里301番地3
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 新城健太郎、有限会社田城商事 石垣市字真栄里853番地3 代表取締役 田城祥浩
- 3 届出年月日 令和5年7月12日
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 5,134平方メートル
変更後 5,853平方メートル
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 273台
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 446台
 - (3) 駐輪場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 51台
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 30台
 - (4) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 位置 次の図のとおり、面積 131.33平方メートル

変更後 位置 次の図のとおり、面積 112.00平方メートル

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 位置 次の図のとおり、容量 37.0平方メートル

変更後 位置 次の図のとおり、容量 150.0平方メートル

(6) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 出入口の数 入口4か所、出口5か所、出入口の位置 次の図のとおり

変更後 出入口の数 入口4か所、出口4か所、出入口の位置 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び石垣市農林水産商工部商工振興課において縦覧に供する。)

5 変更する年月日 令和6年3月13日

6 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和5年9月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 (1) 処分をした年月日 令和5年3月30日

(2) 商号名 有限会社金城建設

(3) 代表者名 金城正人

(4) 所在地 那覇市首里石嶺町1丁目123番地7

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第10838号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、防水工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和5年3月30日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、防水工事業、建具工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

2 (1) 処分をした年月日 令和5年4月11日

(2) 商号名 安山建設

(3) 代表者名 當山安一

(4) 所在地 読谷村字長浜322番地

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-1）第10665号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和5年4月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

3 (1) 処分をした年月日 令和5年4月12日

(2) 商号名 株式会社沖縄エンジニアリング

(3) 代表者名 島袋陽

(4) 所在地 那覇市首里石嶺町4丁目197番地

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-4）第5033号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業及び電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和5年4月12日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業及び電気通信工事業を廃止した旨の届出があった。

4 (1) 処分をした年月日 令和5年4月13日

- (2) 商号名 宮城重機
(3) 代表者名 宮城武
(4) 所在地 西原町字掛保久228番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30) 第13488号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年4月13日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和5年4月14日
(2) 商号名 株式会社共立創建
(3) 代表者名 宇栄原敏夫
(4) 所在地 読谷村字伊良皆686番地3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2) 第3456号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年4月14日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和5年4月14日
(2) 商号名 有限会社ウイニング商会
(3) 代表者名 奥平誠
(4) 所在地 浦添市内間三丁目3番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-4) 第9344号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年4月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和5年4月19日
(2) 商号名 株式会社桜電機工業
(3) 代表者名 屋比久正彦
(4) 所在地 南風原町字与那覇427番地6
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第13753号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年4月19日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和5年4月21日
(2) 商号名 新垣建設
(3) 代表者名 新垣盛繁
(4) 所在地 中城村字南上原770番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2) 第4385号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年4月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和5年5月19日
(2) 商号名 美SHOW舎
(3) 代表者名 比嘉尚治
(4) 所在地 宜野湾市大山三丁目14番7号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3) 第13026号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和5年4月25日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

正**誤**

令和5年8月29日付け公報定期第5148号掲載の「県営土地改良事業計画の決定（沖縄県告示第316号）」
中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
1	下から6	宮古島市役所	多良間村役場

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 文進印刷株式会社
〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4